

資料・研究ノート

タイ国における『教法試験』について

石 井 米 雄*

Ecclesiastical Examinations in Thailand

by

Yoneo ISHII

ま え が き

国家が出家者に試験を課して、教法にかんする知識や、聖典用語であるパーリ語の読解力を評価し、その結果に基づいて学階、僧階など社会的資格を付与するという慣行は、南方上座部諸国にひろく見られる。たとえばビルマでは、古く王朝時代から *Patamabyan* と呼ばれる国家試験の制があった。この試験制度は、英国の植民地時代一時廃止されたが、1895年ふたたび復活して今日におよんでいる。¹⁾ 国家の課す僧侶試験の内容は、教理戒律、パーリ語などあくまでも仏教的秩序に属する知識であるが、その試験の結果、僧に与えられる資格は、サンガの枠を越え一般社会においても評価されるばかりか、ひとたび獲得した資格は、還俗してサンガを離れてもなお当人の威信を高める機能を持ち続ける。この事実は、サンガと世俗権力、あるいはサンガと一般社会との相互関係の考察上重要な材料を提供しているように思われる。

本稿は、歴史と現状の分析を通して、タイ国における「教法試験」の諸特徴を明らかにすることを目的として執筆される。なお本稿は、先に“*Ecclesiastical Examination in Thailand*”と題し *VISAKHA PUJA 2515* (Bangkok:1972) に発表したものに、その後入手した資料に基づく知見を加え、大幅に加筆修正したものである。

Ⅰ 教法試験の沿革

1. 「ワチラヤーン改革」までの歩み

パーリ聖典の知識の深浅を指標として、出家者を社会的に格付けする思想ないし制度の存在を示唆した最初のタイ語史料は、1466年、ポロマトライローカナート王の勅命によって制定さ

* 京都大学東南アジア研究センター

1) Smith (1965): 66~71.

れた「兵部・地方官位階田表」(Phra Ayakān Tamnaeng Nā Thahān Huamuang)であろう。²⁾「位階田」と訳した「(サクディ・) ナー」(sakdinā)は、国王以外の全国民の社会的威信の大小を、各人が理論上所有を認められた水田(nā)の面積をもって数量的に表示する制度で、1932年まで存続した。「位階田」は、「副王」の10万ライを最高とし、「奴隷、子奴隷、乞食、門付」の5ライ(1ライは1600m²)を最低とする。400ライが、良・庶の境界にあたり、400ライ以上の「位階田」を持つ「良人」は、裁判に際し代理人を立てる権限が認められた。

さて「兵部・地方官位階田表」26節は、つぎのように仏教僧の「位階田」を定めている。

「教法の知識あるサーマネーラは一律に300(ライ)、教法の知識なきサーマネーラは一律に200(ライ)、教法の知識あるビクは一律に600(ライ)、教法の知識なきビクは一律に400(ライ)、教法の知識あるプラクルー³⁾は一律に2400(ライ)、教法の知識なきプラクルーは一律に1000(ライ)」

この「位階田表」によると、サーマネーラ、ビク、プラクルーは、「教法の知識」の有無によって高低二種の「位階田」が定められていたことがわかる。「教法」という、すぐれて宗教的秩序に属する知識が、ここでは世俗的次元における威信の大小に還元され評価をうけている。

「位階田表」の中には、「教法の知識」の有無を判定する客観的基準は示されていないけれども、これらの規定から、われわれは15世紀中葉のタイ国において、出家者のもつ教法知識を評価するシステムが何らかの形で存在していた事実を推測することができる。

後世の「教法試験」(Sōp Phrapariyattham)の先駆とも言える一種の国家試験について初めて言及したのは、17世紀末にアユタヤを訪れたフランス人であった。Nicolas Gervaise はかれの著作の中で、タイの僧侶におけるパーリ語学習の重要性について触れたのち、つぎのように書いている。

「batluang に叙任されるには、すくなくとも(パーリ語が)読め、多少ともその解釈ができなければならない。しかしこの慣例は、多年にわたりないがしろにされて来たので、大方の僧侶は、(経典の)文字の判読さえもが覚束無いという有様であった。⁴⁾ 4年前のことであるが、現国王(プラ・ナライ)は、特別の土木事業を実施するため、労働力調達の必要が生じたのを奇貨として、このような無秩序を改善しようとした。すなわち、ある種のパーリ語の書物を王立寺院のすべてに送りつけ、これを解読できなかった僧は、勅命をもって還俗させることとしたのである。この勅命はすみやかに実行に移された。その結果、5、6日後には、何千人

2) 本史料は、1805年に編纂された『三印法典』に収録されて今日に伝えられている。制定年代については、石井米雄「アユタヤ王朝の統治範囲を示す『三印法典』中の3テキスト」『東南アジア研究』第6巻第2号(1968年9月) pp. 146~147 参照。[cf. 石井米雄「三印法典について」『東南アジア研究』第6巻第4号(1969年3月) pp. 163~167]

3) 「プラ・クルー」は、アユタヤ期以降の文献に現われる僧階の名称で、スコータイ期の「プー・クルー」に相当すると考えられている。

4) パーリ語聖典は、すべて「コーム文字」(カンボジア文字)で書かれていた。

という男たちが、まだ黄衣をまとったままの姿で野良に出て鋤鍬をふるい、煉瓦焼に汗を流して、無知の報いを受けている姿が散見された。」⁵⁾

ルイ14世の使節団の一員として、1687年秋から1688初にかけてアユタヤを訪問した Simon de la Loubère は、ナライ王の勅命で実施された僧侶の試験についてつぎのように述べている。

「国王は（6カ月にもおよぶ官の夫役を免除されていた）これら特権身分層（＝仏僧）の数を減少させようと、時折パーリ語とパーリ聖典の試験を行なっている。たまたまわれわれの一行がこの国に到着した時は、数千人もの無知な僧侶たちが、国王の命令で還俗させられたばかりであった。この試験の統括者はオークルアング・スラサックという28才から30才位の青年で、その父は象軍司令官のオークプラ・ピピットラーチャーであった。しかし「森林部」に属する僧たちは、こうした俗人の手で課される試験を拒否し、自派の長老による試験以外は承服できないと主張した。」⁶⁾

これらふたつの報告は、いずれもサンガが俗権の手のとどこぬ聖域となることを防止するために実施されたいわば消極的意味をもった「僧侶試験」についての記述である。これに対し、ダムロン親王によれば、パーリ語の知識のすぐれた僧に *bārian* という称号を与えて社会的尊敬のしるしとするという積極的意味をもつ「僧侶試験」が、すでにアユタヤ時代から存在していたという。*bārian* は3階級に分かれ、それぞれ1級、2級、3級パーリエン (*bārian ēk, thō, tri*) と呼ばれていた。⁷⁾ ティバコーラウオング (Chao Phrayā Thiphakhōrawong) の「ラタナコーシン朝一世王年代記」小暦1144年寅年(1782)の条には、*parian* (= *bārian*) *ēk, thō* という語が見えているから、⁸⁾ アユタヤ末かおそくともトンブリ朝(1767～82)までには、ダムロン親王の言う三段階方式のパーリ語国家試験制度が完成していたと考えられる。一世王時代は、激動のトンブリ時代を経て、アユタヤ朝の諸制度が復活整備された時代である。1788年には、いわゆる「第9次結集」が行なわれて、乱れていた経律が整えられた。アユタヤ朝以来のパーリ語試験も、新ラタナコーシン朝2代目の法王 Somdet Phra Sangkharat (Suk) (1794～1816) の時、古式に則って再興された。これによると、伝統的パーリ語試験の内容はつぎのように行なわれた。⁹⁾

(1) 三級パーリエン (*bārian tri*)

試験委員が「経蔵」の中から選んだパーリ語の文章をタイ語に翻訳させる。

(2) 二級パーリエン (*bārian thō*)

同じく「経蔵」と「律蔵」の中から選んだパーリ語をタイ語に翻訳させる。

5) Gervaise (1688) : 198～199.

6) de la Loubère (1693) : 115.

7) Damrong (1923) : 47.

8) Thiphakorawong (1960) : 29.

9) Sangiam (1965) : 51.

(3) 一般パーリエン (bārian ēk)

同じく「経蔵」と「律蔵」と「論蔵」の中から選んだパーリ語をタイ語に翻訳させる。解答の方法はいずれも口答によった。パーリ語の翻訳が試験の内容を成すところから、俗には「パーリ語翻訳（試験）」(plae bālī) あるいは「教法翻訳（試験）」(plae phrapariyattham) などと呼ばれた。

この三段階評価法は、二世王の時、第3代の法王 Somdet Phrasangkharāt (Mi) (1816～19) によって、現行方式の原型である9段階法に改められた。各段階の名称と試験課題はつぎのとおりであった。¹⁰⁾

1) <プラヨーク1段～3段> (Prayōk 1～3)

プラヨーク1段・2段は独立の段位とはみとめられず、第3段への予備階梯とされ、1～3段のすべてに合格して初めて「プラヨーク3段」となり、「パーリエン」(parian) と呼ばれた。一般にその名前の前に「マハー」(Mahā) という敬称をつけて呼ぶ。課題は『法句経』の注釈書『ダンマパダッタカター』の中から、貝葉で三葉分（一葉の貝葉には裏表各5行の文章がほりつけられている）、すなわち30行のパーリ語が与えられ、これを居並ぶ高僧らの面前で、口頭でタイ語に翻訳させる。試験の方法は、以下いずれもこれに準じて行なわれた。

2) <プラヨーク4段> (Prayōk 4)

課題テキストは、チェンマイの僧シリモンコン (Sirimongkhon=Sirimaṅgalācārya) の編と伝えられる『マンガラッタディーパニー』(吉祥義闡明)¹¹⁾ の前半。貝葉2葉分20行。

3) <プラヨーク5段> (Prayōk 5)

はじめ『パーリムッタカ』(Pālimuttakavinicchaya?)¹²⁾ が課されたが、一時『サーラッタサンガハ』(Sāratthasaṅgaha)¹³⁾ に変更され、その後ふたたび旧に復した。同じく貝葉2葉分20行。

4) <プラヨーク6段> (Prayōk 6)

「プラヨーク4段」で用いた『マンガラッタディーパニー』の後半から、貝葉2枚葉20行。

5) <プラヨーク7段> (Prayōk 7)

課題はブッダゴーサによる律の義疏である『サマンタパーサーディカー』、貝葉2葉分20行。

6) <プラヨーク8段> (Prayōk 8)

『清浄道論』(Visuddhimagga) の中から貝葉2葉分20行。¹⁴⁾

7) <プラヨーク9段> (Prayōk 9)

10) Sangiam (1965): 70～77.

11) 佐々木 (1950): 99.

12) Malalasekera (1958): 191.

13) Bode (1966): 108 n.

14) Malalasekera (1958): 192.

セイロンの僧サーリブッタの『清浄道論』への復註『サーラッタディーパーニー』から貝葉1葉分10行。¹⁵⁾

パリエン試験の出題は、その時の法王自身か、あるいは法王の委任を受けた高僧が行なった。試験の方法アユタヤ朝以来の伝統的な「口述試験」方式 (Kānsōp Pākplau) が踏襲された。採点はきわめて厳格で、解答はただ一回しか許されず、言い直しは一切認められなかった。ただある段位・試験に合格した者は、ただちに上級の段位を受験することが認められたので、まれには同時にプラヨーク3段から9段までの全段位に、まだサーマネーラの身分で合格したものの Somdet Phrasangkharāt (Sā Putsathēwa) のような事例もあらわれた。¹⁶⁾ プラヨーク4段以上は「パリエン・ニタヤパット」と呼ばれ国王から「ニタヤパット」(常施食)という一種の「給与」が下賜された。¹⁷⁾

前述したように、「プラヨーク1段」から「3段」までは一つの単位と考えられ、第3段に合格してはじめて「パリエン」と認められたが、三世王の副王であった Kromphrarāṭchawang-bōwōn Mahāsakdiphonthēp は、若いサーマネーラたちのパーリ語学習を奨励するため、「プラヨーク2段」の合格者に援助を与える慣例をつくった。これは公認の制度ではなかったが、副王の奨励を受ける僧は、俗に「パリエン・ワングナー」(副王パリエン)と呼ばれた。¹⁸⁾

こうした伝統的試験制度の下では、僧たちはまず「ムーラパコン」(Mūlapakon < Mūlapakaraṇaṃ) など古典的なパーリ語文典にしたがってパーリ語の基礎を修めてから、順次、『ダンマパダッタカター』、『マンガラッタディーパーニー』、『サーラッタサンガハ』などの訳読に進むのが一般的学習法であったが、ひとつには古典的文典によるパーリ語学習が難儀であったこともあって、学業を途中で放棄する者も多く、また形通り一応の課程を終えた者でも、そのパーリ語の実力は疑わしい者が多かった。試験が口述方式によったことは、試験場をふやさぬかぎり一時に多人数の受験が不可能な訳で、一回の試験を終えるには、ふつう3カ月もの時日を要した。そのため、試験は3年に一度しか開催されなかった。(この状態は1898年まで続く) したがって一度試験に失敗した受験者は、次の機会まで3年も待たなければならず、時に何らかの都合で試験が行なわれないことがあると6年間も無為に過ごすことさえあった。さらに大寺の住職に任命する都合などのため、僧が「プララーチャーカナ」(Phrarāchākhana) という高僧位に叙任されると、自動的に受験資格を失った。こうしたさまざまな理由から、高段者とくにプラヨーク9段を得た僧はきわめてわずかであった。¹⁹⁾

15) Sangiam (1965): 71~73.

16) Sangiam (1965): 74~77, 205.

17) Damrong (1923): 48.

18) Sangiam (1965): 203~204.

19) Chun (1971): 172~175. たとえば、1870年から1890年までの20年間に、国家試験が5回実施されたが、その間に誕生した「パリエン」は、第3段から第9段までの全段位をあわせてわずかに246名。1回あたりの合格者数の平均は49.2名である。[cf. Phra Maha Prayut (1970): 27.]

2. 試験制度改革への先導的試行

伝統的なパーリ語試験制度は、その後大きな変化もないまま五世王チュラロンコンの治世を迎えた。チュラロンコン王は、西欧的諸制度の導入によって、タイ国近代化の基礎を築いた国王として知られているが、サンガにおいてもまた同王の治世下に改革が行なわれている。しかし、一般国政の分野と異なりサンガはあくまでも出家者の「自治」を立前とする組織であるため、改革はサンガ自身のイニシアチブによることが必要で、俗権の果たす役割にはおのずから限界があった。その意味で国王の異母弟にあたるワチラヤーン親王 (Somdet Kromphrayā Wachirayānawarōrot, パーリ語式綴では Vajirañānāvarorasa) が、生涯僧職者としてサンガの中に留まったことは、タイ・サンガ改革の遂行に決定的意義をもつものであった。²⁰⁾

ワチラヤーンは、1859年4世王モンクットの第47子として生まれた。14才の時、古式に従ってサーマナーラとして78日間出家生活を送ったのち還俗した。その後、王宮の中にひらかれた英語学校に入り、英国人 Francis G. Patterson について英語を学んだ。かれの同級生には、のちに兄王を輔けてタイ国の近代化に貢献したテーワウオン親王 (外相)、ダムロン親王 (文相、内相) らがいた。ワチラヤーンの開明的思想は、かれのこのような少年期の環境に負うところが大きいと考えられる。20才のとき、ふたたび剃髪してビクとなった。チュラロンコンはかれの出家に大きな期待をかけていたようで、もし僧職に三年間留まったならば、王族としての榮譽のしるしである「クロム」の位階を授けようと約束している。23才の時ワチラヤーンはパーリ語試験に臨み、一気に「プラヨーク5段」に進んだ。その年かれは約束通り「クロム」を与えられ、同時にタマユット派の副管長 (Chaokhana Rong Khana Thammayuttikā) の重職に任じられた。

1892年ワット・ボーウォンニウェートの住職で、タマユット派の初代大管長であったパワレート親王が逝去すると、ワチラヤーン親王が同寺の住職となり、翌93年には第2代のタマユット派大管長に昇進した。その後次第にサンガ内に勢力をひろめ、1900年第9代法王の逝去後は、サンガ改革の中心的人物となり、1902年のサンガ法制定に大きな役割を果たした。1910年、ラタナコーシン朝第10代の法王となり、名実ともにサンガの指導者として、精力的に改革を推進して行く。

これまで述べて来たように、タイ国には古くから僧侶の国家試験制度が行なわれていたけれども、いわゆる「パリエン」となってパーリ聖典を読解する能力をもった僧は全体のごく一部に過ぎず、とりわけ地方では、一般僧侶の教法についての知識水準はきわめて低く、通俗仏教

20) ワチラヤーンの伝記としては、「自伝」(Phraprawat khong Somdet Phramahasamanachao Kromphraya Wachirayanawarorot) と、チン・ヨートセニーの「ワチラヤーン親王伝」(Chin Yotseni, Phraprawat Somdet Phramahasamanachao Kromphraya Wachirayanawarorot) の二巻が重要である。いずれも、ワチラヤーン親王の50回忌記念に出版された14冊本の『ワチラヤーン親王全集』の1冊『ワチラヤーン親王伝』(Phraprawat Somdet Phramahasamanachao Kromphraya Wachirayanawarorot, Bangkok, 1971) に収録されている。

文学の『三界経』、『プラマーライ』などが、かれらの教法知識の源泉とされていた（補注）。1887年、チャンタブリ地方を旅行したチュラロンコン王は、たまたま立ち寄った寺院で聴聞した説法の荒唐無稽さに驚き、ワチラヤーンに書簡を送って僧侶教育の改革に配慮をうながしている。²¹⁾ こうした状況に対して、サンガの内部からの改革への動きはほとんど現われていない。1830年の後半以降、モンクット親王（のちの4世王）によって進められた「タマユット運動」は、パーリ聖典への回帰を旗印に掲げた復古的改革運動であり、そのため同派の運動の発祥地であり本拠地であったワット・ボーウォンではパーリ語研究が盛んに行なわれた。しかしこの運動は一種のエリート主義であって、その影響力はバンコクを中心とする一部の寺院に限られていた。タイの近代化は、チュラロンコン王とその王弟たちによって推進された「上からの改革」であると言われているが、サンガにおいてもまた、変革への契機は、国王とかれの王弟によってもたらされたのであった。

1893年10月1日、ワット・ボーウォンの境内に、「マハーマクット仏教学院」(Mahāmakut Rāṭchawitthayālai) が創設されたことは、沈滞したサンガに改革の開始を告げる象徴的な事件であった。ワチラヤーンは、この「学院」を本拠として、「教法教育」「パーリ語教育」、「教法試験」などさまざまな実験的改革に着手する。ワチラヤーンはその42年におよんだ僧侶生活の間に、龍大な数に上る教育的著述を行なっているが、中でもパーリ語の平易な学習者『パーリー・ワイヤコーン』(Bāli Wiyakōn) 全6篇をあらわしたことは特筆に価しよう。本書の出現によって、パーリ語習得の困難さは大きく軽減されたといわれる。

一般に「マハーマクット方式」(Baep Mahāmakut) として知られる新形式の「パーリ語教法試験」も、ワチラヤーン親王の改革実験のひとつである。この試験は、タマユット派の僧侶を対象した試験であったが、1895年以降はその成果がみとめられ、この試験の合格者も、伝統的試験の合格者と同様に「パリエン」という公的資格が与えられた。「マハーマクット方式」における最大の改革は、「筆記試験」の導入である。この方式の採用によって、試験はより正確に、より迅速に実施できるようになった。「マハーマクット方式」による第1回の試験は1894年2月に実施されている。記録によると、試験は三段階に分かれ、初歩クラスは「三等生」と呼ばれパーリ語文法のテスト、中級の「二等生」は「ダンマパダッタカター」の前半、上級の「一等生」はその後半が試験されている。受験者と合格者を見ると、「三等生」は29名受験して15名合格(51%)、「二等生」は10名中6名(60%)、「一等生」が4名中1名(25%)であった。各クラスとも一日で試験を修了している。翌年度以降は独自の「教法試験」も実施された。ここでも三段階方式がとられ、「三級」で『マンガラッタディーパニー』, 「二級」で

21) 「チュラロンコン王・ワチラヤーン親王往復書簡集」*Pramuan Phranipon Somdet Phramahasamanchao Kromphraya Wachirayanawarorot: Phraratchahatthalekha Laiphrakat*, Bangkok (1971): 54～56.

「律蔵」『スッタヴィバング』の「マハーヴィバング」と「ビクニヴィバング」および「経蔵」の一部、「一級」では『カンダカ』の「マハーヴァッガ」, 「チューラヴァッガ」に「論蔵」の一部を加えたものが、それぞれテキストとして用いられた。

「マハーマクト方式」によるこれらの試験は、毎年一回、8年間行なわれたが、やがて廃止された。その理由は「筆記試験」が難しく、受験者に不評であったからだという。しかし最大の理由は、ワチラヤーン親王のサンガ内での影響力がまだ充分でなかったことに求められよう。なぜならば、かれが法王に就任した1910年以降は、筆記試験の採用を含む試験制度改革が、まったくワチラヤーンのペースでつぎつぎと進められているからである。なお伝統的試験は1898年2月1日の布告²²⁾で一部改正されて以来、毎年実施されるようになった。²³⁾

ワチラヤーンによる本格的改革について見るに先立ち、試験制度改革の直接のきっかけをつくった「徴兵法」制定のことに触れなければならない。

3. 「徴兵法」の制定と「教育試験」

1905年8月29日、タイ国初の「徴兵法」が制定された。²⁴⁾ この法律の制定は、これまでサンガの内部の問題にすぎなかった「教法試験」を、国家行政機構の一部に取込む契機をつくった。というのは、同法がその第13条で定めた「一定の期限をかぎって徴兵を免除される者」の中に、「教法の知識あるビク、およびサーマネーラ」が加えられたからである。おそらくは男子人口40人に1人の僧をかかえていた当時のタイ国としては、「徴兵法」の円滑な運用上、「教法の知識あるビクおよびサーマネーラ」の内容を法的に規定することが緊急の課題であったと考えられる。²⁵⁾ 本法の主管官庁である国防省は問題の決定を、サンガ事務を管掌する文部省に一任した。一方文部省は本件がサンガの利害に大きな関係をもつ点を考慮し、その実質的検討をサンガにゆだねた。

文部省とサンガとの交渉の経緯を、公刊資料によって再構成することは困難だが、文部省の諮問を受けてから、本件審議のための第1回長老会議が開催されるまでには、足掛け6年を要している。こうした長期におよぶ遅延は、1900年1月の法王逝去以降、長年にわたって法王位が空席であった事実と無関係ではあるまい。

ワチラヤーンの法王就任後6カ月を経た1911年6月12日、「教法の知識あるビク、サーマネーラ」の法律的定义を議題とする、第一回の大長老会議が開催された。この会議で得られた結論は、つぎのように要約される。

i) バンコク以外の諸地方では、判定の基準として、当人の存在が仏教にとって有益か否か

22) “Kot Khōbangkhap samrap Kānplae Phrapariyattham nai Sanam”, (P. K. P. S. Vol. 16. pp. 480～486.)

23) この項の記述は Chin (1971): 114～122 による。

24) “Phrarāṭchaban-yat Laksana Kēn Thahān Rattanakosinsok 124.” (P. K. P. S., Vol. 20, pp. 302～314.)

25) 「教法の知識ある」の原語は rū thamma で、「位階田表」の用語法をそのまま用いている。

を立て、当該地方の実情に即応して「教法の知識ある」僧の資格を定める。

ii) バンコクにおいては、試験委員が合格と判定するパーリ語の知識をもつ者を「教法の知識ある僧」の有資格者とする。

iii) ここで仏教にとって無益な者とは、たとえば怠惰な僧で、その者が（たとえ還俗しても）寺務に支障を来たさぬような僧を指す。この種の者に徴兵令状が出された場合には、還俗させて兵役につかせるものとする。

この結論は、やがて国防省に伝達され、同省はこれをそのまま了承した。²⁶⁾

その年の10月、「教法の知識あるサーマナーラの資格を定める試験」が、はじめてバンコクで実施された。²⁷⁾ この試験はその内容形式共、伝統的試験と異なっているのが注目される。試験科目は、『ダンマパダッタカター』、『ナワコーワート』、『プッタサーサナスパーシット』の3科目であった。

第1の『ダンマパダッタカター』は、旧来の通りで一見変化は見られないが、さきに不評をかって中止された「筆記試験」方式が採用されている点異なる。「筆記試験」はこの時以降、タイ国サンガにおける試験形式として定着するのである。

第2の『ナワコーワート』については解説を加える必要があろう。²⁸⁾ 本書はタイの僧侶の教法知識の貧弱さを憂えたチュラロンコン王の要請に応え、ワチラヤーン親王が自ら新参ビクの教育を目標として執筆した教理教科書で今日も引続き用いられ、タイ仏教における一種の「公教要理」的位置づけを与えられている重要な著書である。全体は3篇に分かれたれ、第1篇は「ウィナイ・バンヤット」で227戒各条のタイ語訳、第2篇は「タンマウィパーク」と題され、「三蔵経典」中の重要章句のタイ語訳を「法数」の順に並べ教理の根本を理解させようとするもの、第3篇は「キヒパティバット」と呼ばれ、第2篇と同様の形式で人間としての正しい生活のあり方を示したものである。

さて、旧来の試験はいちおう「教法試験」(Sōp Pariyattham) と言うものの実際の内容はパーリ語の「語学試験」で、そのためタイの僧侶の関心は教法の理解よりも、パーリ語の翻訳、つまりは言葉の置き換えに終始していたと言っても過言ではない。ワチラヤーン自身、はっきりとこの欠点を自覚していた。²⁹⁾ それゆえパリエンと呼ばれるエリートでさえ教法の理解には欠けるところが多く、ましてパーリ語を読む力のない大半の僧侶が、教法の基本的知識さえも持っていなかったとしても、それは当然のことでさえあった。チュラロンコンも、先に触れた

26) Chun (1971) : 177~178.

27) Wat Bōwonnīwet, Wat Mahāthāt, Wat Benchamabophit の3寺院で実施された。

28) *Nawakōwāt*. 初版は1899年。翌1900年に改訂版が出版されている。なお本書に対するチュラロンコンの賞讃的コメントについては注21に引用した「往復書簡集」pp. 74~76 参照。

29) *Pramuan Phraniphon Somdet Phramahasamanachao Kromphraya Wachirayanawarorot: Kan Khana Song*, Bangkok (1971) : 129.

ワチラヤーンあての書簡の中でこの点を指摘して、「なぜならかれらには真の（仏法）実践法を学ぶ書物が与えられていないからである」と述べている。したがって僧侶国家試験は、この『ナワコーワート』の採用によって、その性格を一変したと見る事が出来る。この時以降、タイの僧侶は、仏教々理をタイ語で理解し、その理解した教理の内容を、タイ語をもって表現する機会と方法とを与えられたのである。同じことが第3の『プッタサーサナスパーシット』についても言える。これは『ナワコーワート』第2篇の増広版とも言うべきもので、パーリ聖典中の重要章句の抜すいをパーリ語とタイ語の対訳でアレンジした書物である。試験では、この本を用いて、「ダンマ」すなわち仏教教義を論述することが求められた。³⁰⁾

第1回試験には179人のサーマネーラが受験し、139人が合格した。これらの合格者は3種類に分かれ、全科目に合格した者（一級）が48名（27%）、2科目に合格した者（二級）が44名（25%）、1科目に合格した者（三級）が47名（26%）であった。この内二級以上が兵役免除の有資格とされた。なお、一級合格者は、「教法の知識あるサーマネーラ・プラヨーク初級」（*samanēn rū thamma prayōk 1*）と呼ばれ、伝統的試験の「プラヨーク初段」に相当する実力をもつと認定されたので、従来通りの試験を受ける際には、「プラヨーク初段」が免除されることが決定された。翌年実施された旧制の試験では、「新プラヨーク初段」のサーマネーラ31名が受験したが、5%にあたる17名が「プラヨーク2段」に合格、その内10名は「三段」に合格して「パリエン」の称号を得ている。このデータは、ワチラヤーンに自信を与えた。³¹⁾

1912年3月4日、大長老会議はワチラヤーン親王の提案した「教法学習カリキュラム」を正式に採択した。新カリキュラムは仏暦2455年度（1912/13）から実施されることになった。以下にそのカリキュラムの概要を述べる。

まず「教法試験」（*Sōp Khwāmṛū Thamma*）を、「普通科」（*sāman*）と、「高等科」（*wisāman*）の二科に分け、サーマネーラだけに限らず、ビクにも受験を認める。これはサーマネーラだけでは年齢的に19才以下にかぎられるからで、「徴兵法」の制定を契機として着手した改革を、さらに一步前進させたことになる。両科とも、タイ語の作文能力を受験資格に加えているのも興味深い。

「普通科」はパーリ語を必要としない。二段階がもうけられていて、「プラヨーク初級」では『ナワコーワート』第2篇と、教法に関する論述、「プラヨーク上級」では『プッタプラワット』（仏伝）と教法に関する論述のそれぞれ二科目が課された。「プラヨーク上級」試験の合格者は「合格証書」の受理資格を得たが、実際に「証書」の交付を受けるには、『ナワコーワート』第1篇で戒律の基本を学びその試験にも合格する必要があったので、まだ具足戒を受けていないサーマネーラは、ビクになる時まで待たなければならなかった。「普通科」はバンコ

30) 「往復書簡集」p. 54

31) Chun (1971) : 178~180.

クのみならず各地方にも普及させることとし、「プラヨーク上級」に合格した者には兵役免除の特典が与えられた。

「高等科」はパーリ語の履修を必須とし、「普通科」と同じように「初級」、「上級」の二段階に分けられた。「初級」では『ダンマパダッタカター』の訳読が、「上級」では『パーリーワイヤコーン』と、与えられたパーリ語文中の各語の機能を説明させる、いわゆる「サンパン」を、それぞれ課題とする。「上級」試験の合格者は通常の「プラヨーク3段」同等の認定を受けた。³²⁾

4. 「教法試験」制度の整備

1913年の春、新カリキュラム後、初の試験がバンコクで実施された。しかし旧制方式の試験も存続され、もうけられた二つの試験場の内第一試験場のワット・ベンチャマボピットでは新制度による筆記試験が、第二試験場のワット・プラケオでは旧制度のままの口述試験が、それぞれ平行して行なわれている。この辺のワチラヤーンの改革の進め方はきわめて現実的・漸進的で、たとえば奴隷制度の廃止を宣言してから、その完成までに30年余の時日かけた兄王チュラロンコンを思わせるものがある。

前に述べたように、プラヨーク4段以上のパリエンは、「パリエン・ニタヤパット」と呼ばれ、伝統的に国王から「ニタヤパット」の下賜を受けていた。ワチラヤーンはこの慣習に着目し、自後「ニタヤパット」の下賜を受けようとする者は、まず「新制普通科プラヨーク一級」の課程を修め、その試験に合格しなければならないという規定をもうけた。この方法によって「教法」の知識をもたない「教法試験」の合格者の数を減らそうとしたのである。事実、同年6月、従来の「パリエン」のために特別に実施された新カリキュラムによる「普通科」試験では、合格者は38名中16名、合格率42%という状態で、旧制度の欠陥を露呈していた。

翌1914年には筆記試験方式が「プラヨーク3段」にまで拡大され、改革はさらに前進を示した。新制カリキュラムによる教育もようやく地方寺院に浸透し始め、試験成績も前年度よりさらに向上したと、ワチラヤーンは書いている。

1915年からは「普通科」初級・上級を一本化し、これを「ナク・タム三級」と名付けた。これが今日の「ナク・タム」の濫觴である。「プラヨーク3段」の受験者にはまず「ナク・タム3級」合格が義務づけられた。この年には、「プラヨーク5段」にも、従来の「口述試験」と平行して、「筆記試験」が実験的に採用されている。新カリキュラムに基づく教育は、クルング・カオ州（アユタヤ、アーントーング、シンブリ）、クルングテープ州（ノンタブリ、パトゥムターニー、ナコンクアンカン、タンヤブリ、サムットプラカーン）、ナコンサワン州（ナコンサワン、ウタイターニー）、ラーブリ州（サムットソンクラーム）、パーヤップ州などの各

32) Chun (1971) : 180~182.

地方に普及を見た。ワチラヤーンは、新カリキュラムによる教育を普及させるため、有資格のビクを各地に派遣して、教育方法の指導にあたらせた。その結果、アユタヤ、ラーブリ、サムットソクラームなどでは、自力で「ナク・タム試験」を実施できるまでに至っている。バンコク市内の教育機関もその数を増し、11の寺院で新カリキュラムによる僧侶試験が実施された。

1917年には「プラヨーク 9 段」までの全試験に対する学習カリキュラムが整備され、その結果、伝統的な「口述試験」はここに全廃された。この年には「ナク・タム」に「第 2 級」が新設され、「プラヨーク 4 段」受験者に、その合格が義務づけられている。

ワチラヤーンは、1921年 8 月 62 才でその生涯を閉じた。しかしすでに生前において、かれは「ナク・タム 1 級」の全教科書の執筆を終えていたので、その逝去の翌年から「ナク・タム 1 級」の制がもうけられ、これによってワチラヤーンの構想による「教法試験」体系は、「ナク・タム」、「パリエン」の全段階において完成を見るのである。³³⁾

「教法試験」は、その後ふたつの方向に向かって整備拡充されてきた。そのひとつは、「ナク・タム試験」のカリキュラムによる学習の門戸を在家者にも開くことである。この試験は「タンマ・スクサー」(Thamma Suksā) と呼ばれ、戒律にかんする教科をのぞき「ナク・タム」と同一のカリキュラムが用いられている。1929 年はじめて「タンマ・スクサー 3 級」の試験が行なわれた。「2 級」および「1 級」は、それぞれ 1930 年と 1935 年に開始されている。³⁴⁾

第二の方向は、パーリ語試験を地方でも実施するための努力である。これが実現したのは立憲クーデタ以後のことで、1936 年に「プラヨーク 3 段」の試験が全国 71 県で行なわれたのが最初である。³⁵⁾ 1939 年からは「プラヨーク 4 段」が、³⁶⁾ 1942 年以降は「プラヨーク 5 段」までが各県で受験できるようになった。³⁷⁾ 1938 年には、出家歴 5 年未満のいわゆる「ナワカ」に「ナク・タム」の受験が法律的に義務づけられることになり、ワチラヤーンの目指した教法知識の普及は、さらに前進を見た。³⁸⁾

Ⅱ 「教法試験」の現状

「教法試験」は、今日まで、タイ国のビク、サーマネーラの生活に大きな影響を与えて来た。タイ国サンガの身分階統制のなかで、「パリエン」、「ナク・タム」の称号は、世俗的社会における学歴にも似た役割を果たしている。³⁹⁾

33) Chun (1971) : 182~205.

34) Phramonkhonthēpmuni (1957) : 15.

35) Ongkānsuksā (1954) : 56.

36) Ongkānsuksā (1954) : 57.

37) Ongkānsuksā (1957) : 58.

38) Krom Kānsātsanā (1951) : 241.

39) この項は、手元にある 1957 年版の資料 Saāt (1957) によった。最近の状況についてはより新しい資料によって補正されなければならないが、この文脈そのものに影響を与えるほどの変更は行なわれていないと考えてよいだろう。

1963年、新サンガ法の制定によって「サンガ議会」が廃止されるまで、「1等パリエン」(プラヨーク7段以上)は、「サンガ議会議員」選出資格のひとつであった。今日でも「親教師」(upatchā)となるためには、「ナク・タム1級」試験に合格していなければならない。

「教法試験」はまた、世俗的にも意味をもっている。たとえば「ナク・タム1級」あるいは「プラヨーク3・4段」合格者は、旧制中学(マタヨム)6年の修了試験受験資格をもっている。また「プラヨーク5段」をとれば、旧制中学(マタヨム)8年の修了試験を受けることが出来る。「プラヨーク9段」をもつ者が、還俗して官吏となる場合、もし「パーリ語専門職」あるいは「宗教準教師」の職種を希望すれば大学卒としての取扱いを受け、三級官吏に採用される。私立学校の教員の例をとると、「ナク・タム3級」以上であれば小学校の「道德」、「公民」、「タイ語」の教員資格がとれ、「プラヨーク3段」以上のパリエンならば、中学校で同じく「道德」、「公民」、「タイ語」を教えることが出来る。こうした「教法試験」合格の副次的効用は、ビク、サーマネーラたち受験生にとって無視できない動機づけとなっている。タイ国のビク、サーマネーラたちの生活を観察していると、かれらにとって教法の学習とは、国家試験のための受験勉強と同義語のように思われる。このことは、「教法試験」改革の趣旨に沿って考えれば、決して悪いことではないけれども、「教法試験」と関係のない、純粋に自分自身の宗教理解の深化を目指した教法研究へのインセンティブを奪う結果を生んでいる。もちろん、プラヨーク9段までを終えてなおゆとりを持ち、さらに経典や註釈書や、諸外国の仏教研究の成果を学んでいる僧が皆無という訳ではない。しかし多くの僧の関心はもっぱら教理試験に向けられ、その精力の多くが受験準備に費やされていることもまた否定できないであろう。したがって、タイ人僧にとって仏教々理とは何かを知るもっとも確実な方法は、現在ほとんど完成の域に到達している教法試験の全内容を分析することであろう。ここではその細部にわたって検討を加える余裕はないが、一応その全貌を概観して将来への足がかりとしたい。

1. 「ナク・タム」試験の内容

「ナク・タム」試験の試験科目と、その指定教科書は、それぞれつぎのように定められている。⁴⁰⁾

(i) 「ナク・タム3級」

1. 論文：ワチラヤーン親王著
『プッタサーサナ・スパーシット』第1巻
2. 経蔵：ワチラヤーン親王著
『ナワコーワート』
3. 仏伝：ワチラヤーン親王著 プラサンカラート(サー)著
『プッタブラワット』全3巻, 『バトムソンポート』

40) 1966年度現在。〔Phramaha Uthai (1967): 59~60.〕

教務局編

『サーサナピティ』

4. 律蔵：ワチラヤーン親王著 ワチラヤーン親王著
『ナワコーワート』, 『ウィナヤムック』第1巻

(ロ) 「ナク・タム2級」

1. 論文：ワチラヤーン親王著
『プッタサーサナ・スパーシット』第2巻
2. 経蔵：ワチラヤーン親王著
『タンマウィパーク・パリチェー・2』
3. 仏弟子伝：ワチラヤーン親王著 ワチラヤーン親王著
『アヌプッタプラワット』, 『プッターヌプッタプラワット』,
ワチラヤーン親王著 プラサンカラート（サー）著
『サンキーティカター』, 『パトムソンポート』
4. 律蔵：ワチラヤーン親王著
『ウィナヤムック』第2巻

(ハ) 「ナク・タム1級」

1. 論文：ワチラヤーン親王著
『プッタサーサナ・スパーシット』第3巻
2. 経蔵：ワチラヤーン親王著 ワチラヤーン親王著
『タンマウィチャーン』, 『サマタカンマッターン』,
ワチラヤーン親王著
『ウィパッサナーカンマッターン』,
『中部経典サティパッターナスutta（訳）』, 『増支部経典ギリマーナンダスッ
タ（訳）』
3. 仏伝等：ワチラヤーン親王著 ワチラヤーン親王著
『プッタプラワット』全3巻, 『プッターヌプッタプラワット』,
ワチラヤーン親王著 ワチラヤーン親王著
『アヌプッタプラワット』 『サンキーティカター』,
パラマースチット親王著
『ブラパトムソンポーティカター』
4. 律蔵：ワチラヤーン親王著
『ウィナヤムック』第3巻, 「仏暦2505年サンガ法」。

各級とも、(1)「論文」、(2)「教理」、(3)「仏伝」ないし「仏弟子伝」（「結集史」を含む）、
(4)「戒律」の4課目をもって構成されている。「論文」は『プッタサーサナ・スパーシット』
を材料とし、これに基づいて「ダンマ」に関して与えられた特定のテーマについて小論文を書
かせる試験である。「教理」はいずれもワチラヤーンの執筆した各種の教理教科書に基づいて
学習する。三蔵經典の原典は、わずかに「1級」で、短い經典2篇がタイ語訳で採用されてい

るに過ぎない。「仏伝」,「仏弟子伝」などでは、一部に古典的作品も見られるが(『パトムソ
ンポート』など),すべてワチラヤーンの「教科書」を用いる。「戒律」も同じくワチラヤーン
による律蔵コメンタルである『ウィナヤムック』全3冊によって学習される。

これらの試験科目を一見して知られる特徴は、三蔵中の「論蔵」にかんするものがまったく
含まれていない点であろう。これは仏教の基本教理の習得という「試験」の性質上当然のこと
かも知れないが、哲学的思弁を好まぬタイ人の一般的傾向と無関係でないかも知れない。タイ
国では論蔵に対する関心がいちじるしく低い。この点ビルマや、あるいはかつてのランナータ
イ(現在のチェンマイ付近)が論蔵研究を発達させたのと比較して著しい対比をなしている。

「教法試験」は、その制定の経過から見て当然ながら、その指定教科書の90%以上がワチ
ラヤーン親王一人の手によって執筆されている。これらの教科書に盛られた内容は、事実上、タ
イ国サンガ唯一の正統的教義を成している。このことは、一方においてタイ国における仏教研
究の不毛な状況と対応するものであろうが、同時に、タイ国サンガがすでに「エクレスシア化」
したことの傍証と見ることもできる。⁴¹⁾

2. 「パリエン試験」の内容

皮肉なことに「ナク・タム」試験の導入整備によって、「パリエン試験」はふたたび伝統
的な語学試験へと立ち戻ってしまったかのように思われる。各段とも試験科目は、「パーリ文
タイ語訳」と「タイ文パーリ語訳」から構成されている。後者はパーリ「訳」とは言うものの自
由訳はみとめられず、与えられたタイ語から、元のパーリ語原文を逐字的に復原再構させる試
験で、その準備には原典の完璧な暗唱を必要とする。出題量は500語にも満たないが、暗記を
要するテキストの分量は龐大なもので、たとえば「プラヨーク8段」を例にとると16万語を越
えるほどである。以下に各段の試験科目と使用テキストを掲げる。⁴²⁾

(i) 「プラヨーク3段」

1. パーリ文タイ語訳:『ダンマパダッタカター』全8編
2. 文中における語の機能解説:『ダンマパダッタカター』全8編
3. パーリ語文法:『パーリーワイヤコーン』
4. タイ語誤用訂正:各種公用文

(ii) 「プラヨーク4段」

1. タイ文パーリ語訳:『ダンマパダッタカター』第1編
2. パーリ文タイ語訳:『マンガラッタディーパニー』第1編

41) タイ・サンガを「エクレスシア」としてとらえる見解については、拙稿「国家と宗教にかんする一考察—
タイ仏教における Ecclesia の成立とその意義—」『東南アジア研究』10巻2号(1972年9月) pp. 197
~213 参照。

42) Phramahā Uthai (1967): 61~62. 次ページの※印の部分は、引用資料の該当箇所が文意不通のため、
1954年版「パーリ語試験の手引」(Ruang Sōp Bāli)をもとにした推定。

(ハ) 「プラヨーク 5 段」

1. パーリ文タイ語訳：『マンガラッタディーパニー』第 2 編
2. タイ文パーリ語訳：『ダンマパダッタカター』第 2 ～ 4 編 [※]

(ニ) 「プラヨーク 6 段」

1. タイ文パーリ語訳：『ダンマパダッタカター』第 5 ～ 8 編
2. パーリ文タイ語訳：『サマンタパーサーディカー』第 3 ～ 5 編

(ホ) 「プラヨーク 7 段」

1. タイ文パーリ語訳：『マンガラッタディーパニー』第 1 ～ 2 編
2. パーリ文タイ語訳：『サマンタパーサーディカー』第 1 ～ 2 編

(ヘ) 「プラヨーク 8 段」

1. パーリ語作詩
2. タイ文パーリ語訳：『サマンタパーサーディカー』第 1 ～ 2 編
3. パーリ文タイ語訳：『ヴィスッディマッタ』第 1 ～ 3 編

(ト) 「プラヨーク 9 段」

1. パーリ語作文
2. タイ文パーリ語訳：『ヴィスッディマッタ』第 1 ～ 3 編
3. パーリ文タイ語訳：『アビダンマッタパーヴィニー』

「プラヨーク 3 段」から「9 段」までに用いられるパーリ語テキストを、その区分にしたがって分類するとつぎのようになる。

区 分	段 位	テ キ ス ト
経	3～6	ダンマパダッタカター
	4～5	マンガラッタディーパニー
律	6～8	サマンタパーサーディカー
論	8～9	ヴィスッディマッタ
	9	アビダンマッタパーヴィニー

全体の構成をみると、3 段から 6 段までが「経蔵」、6 段から 8 段までが「律蔵」、8 段と 9 段が「論蔵」という形をとっている。特徴的なのは、パーリ三蔵の原典が一冊もなく、すべて蔵外の註釈書ばかりである点である。「ナク・タム」の場合と同じように、学習者はここでも、また、原典と直接取組む機会を持たず、正統的な解釈のみを忠実に記憶し再生する能力のみが問われるのである。

最後に、最近における「ナク・タム」、「パリエン」両試験の傾向について見ておきたい。1967 年度の「宗教局年次報告書」によれば、同年度における「ナク・タム」学習課程の在籍者

数は18万1,423名で、「パリエン」のそれは2万0051名であった。⁴³⁾ この内、同年度の受験者数は、「ナク・タム」14万4,765名、「パリエン」5,980名、合格者数はそれぞれ3万5,744名と1,471名であった。(表1, 2 参照) ここから知られることは第1に合格率の低さである。「ナ

表1 「1967年度教法試験統計」(その1)

	(a) 在籍者数	(b) 受験者数	b/a	(c) 合格者数	c/b
ナク・タム	181,423	144,675	79.7%	35,744	24.7%
パリエン	20,051	5,980	29.8%	1,471	24.6%

表2 「1967年度教法試験統計」(その2)

ナ ク ・ タ ム				パ リ エ ン			
級位	受 験 者 数	合 格 者 数	%	段 位	受 験 者 数	合 格 者 数	%
3	112,736	26,380	23.4	3	1,728	651	37.7
				4	1,263	406	32.2
				5	1,411	263	18.6
2	20,384	6,727	33.0	6	1,010	111	11.0
				7	373	20	5.4
1	11,555	2,637	22.8	8	93	15	16.1
				9	102	5	4.9
合 計	144,675	35,744	24.7	合 計	5,980	1,471	24.6

(資料: *Rāingān Kānsātsanā Pracham Pi* 2510)

ク・タム」,「パリエン」共,4人の内3人は不合格である。これは「教法教育」の成果が十分に上がっていないことを示すものであろう。第2には,「パリエン」試験における受験者数の低い割合である。10人の学生中,試験に臨む者は3人に満たない。これは「パリエン」試験のむずかしさを示すと共に,試験自体に対する関心低下の指標とも見られよう。「パリエン」試験は,現代のサンガの成員によって,その時代への適合性を問い直されていると見ることができる。すでにサンガではこうした傾向を先取りして,世俗的な科目を加えた新しい「新パーリ語試験学習カリキュラム」が準備されているという。⁴⁴⁾ もしこの方式が採用されるとすれば,タイの「教法試験」は,「ワチラヤーン改革」につぐ,第二の革命を経験することになるだろう。

43) Krom Kānsātsanā, *Rāingān Kānsātsanā Pracham Pi* 2510. p. 98.

44) 「新パーリ語試験」は“Bāli phaen mai”と呼ばれる新形式の試験で,ピク,サーマネーラの視野の拡大を目的としている。全体を,(1)パーリ語,(2)普通教科,(3)一般教養の3部に分け,伝統的仏教知識以外の幅広い教養を獲得させようとする画期的な試みである。[Phramaha Uthai (1967): 64]

引用文献

1. タイ語：

- Chun(1971) : ชื่น ยอดเจริญ "พระประวัติสมเด็จพระมหาสมณเจ้ากรมพระยาวชิรญาณวโรรส" ใน พระประวัติสมเด็จพระมหาสมณเจ้ากรมพระยาวชิรญาณวโรรส. พระนคร.
- Damrong(1923) : กรมพระกำแพงราชานุภาพ, ตำนานคณะสงฆ์. พระนคร.
- Krom Kānsātsanā (1951) : ประมวลระเบียบการศาสนาของกรมการศาสนากระทรวงศึกษาธิการ. พระนคร.
- P. K. P. S. : เสถียร ลายลักษณ์, ประชุมกฎหมายประจำศก, เล่ม 20. พระนคร.
- Ongkansuksa (1954) : เรื่องสอบบาลีขององค์การศึกษา พ.ศ. 2497. พระนคร.
- Phramaha Uthai (1967) : พระมหาอุทัย พุทฺธวสุโส, "การศึกษาปริยัติธรรม" ใน พุทธศาสนากับสังคมไทย. พระนคร.
- Phramongkhon-thepmuni(1957) : พระมงคลเทพมุนี, ประวัติการศาสนศึกษา - การศึกษาหนังสือไทยของวัดคอนคาราม และ ทรุณานุศาสน. พระนคร.
- Saāt(1956) : สะอาค มลิทวัค, ประมวลระเบียบคณะสงฆ์. พระนคร.
- Sangiam(1965) : เสี่ยงยม คุณพาวาส, สมเด็จพระสังฆราชสมัยจักรีวงศ์. พระนคร.
- Thiphakōrawong (1960) : พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์รัชกาลที่ 1 ของเจ้าพระยาทิพากรวงศ์. พระนคร.
- ワチラヤーン親王全集 (1971) : ประมวลพระนิพนธ์สมเด็จพระมหาสมณเจ้ากรมพระยาวชิรญาณวโรรส, พระราชหัตถเลขา - ลายพระหัตถ์. พระนคร.
- ประมวลพระนิพนธ์สมเด็จพระมหาสมณเจ้ากรมพระยาวชิรญาณวโรรส - การคณะสงฆ์. พระนคร.

2. 欧語：

- Bode (1966) : Bode, Mabel H., *The Pali literature of Burma*. London, 1966.
- Gervaise (1688) : Gervaise, Nicolas, *Histoire naturelle et politique du royaume de Siam*. Paris, 1688.
- de la Loubere (1693) : de la Loubère, Simon, *A new historical relation of the kingdom of Siam*. London, 1693.
- Malalasekera (1958) : Malalasekera, G. P., *The Pali literature of Ceylon*. Colombo, 1958.
- Smith (1965) : Smith, Donald E., *Religion and politics in Burma*. Princeton, 1955.

3. 邦文：

- 佐々木 (1950) : 「暹羅に於て編纂せられたる巴利語の典籍」『密教文化』第九・十号, pp. 96~103

(補注)

『三界経』については：

G. Coedès, "The Traibhumikatha, Buddhist Cosmology and Treaty on Ethics," *EAST AND WEST*, VII (1957).

『プラマールイ』については：

Eugène Denis, "L'origine cingalaise du Prah Malay," *Felicitation Volumes of Southeast Asian Studies present to H. H Prince Dhaninivat*. Bangkok, 1965.

タイ国における「教法試験」の変遷〔年表〕

西 暦	重 要 事 項
1794 ～1816	第2代法王 Somdet Phrasangkharāt (Suk) によって伝統的「教法試験」(パーリエンの三階級)復活整備さる。
1816 ～1819	第3代法王 Somdet Phrasangkharāt (Mi) 旧来の三階級を九段階の「プラヨーク」に改める。
1824 ～1832	三世王の副王 Kromphrarāṭchawangbōwon Mahāsakdiphonsēp 「パリエン・ワングナー」(副王パリエン)の慣例をひらく。
1868	チュラロンコン王第一次即位(摂政時代)。
1872	王宮内に「英語学校」開設。ワチラヤーン, ダムロンら入学。
1873	チュラロンコン成年に達し第二次即位。
1879	ワチラヤーン, ビクとなる。(6・27)
1882	ワチラヤーン「教法試験」を受け, 「プラヨーク5段」まで合格して「パリエン」となる。(1月) ワチラヤーン「クロム」位に叙せられ, 「プララーチャーカナ」となり, 「タマユット派副管長」に任命さる(3・13)。
1887	チュラロンコン王チャンタブリ巡幸の途次, 一寺院において説法を聴聞, 改革の必要を痛感
1892	12省設置。本格的行政改革はじまる。 ワチラヤーン, ワット・ボーウォンニウエートの住職となる。
1893	ワチラヤーン「タマユット派大管長」に昇進。 「マハーマクット仏教学院」創設(10・1)。
1894	「マハーマクット方式」による第1回筆記試験(2・2～15)自後年1回実施。
1899	「教法試験」この年より年1回となる。 ワチラヤーン著『ナワコーワート』出版。
1900	「マハーマクット方式」による筆記試験中止。 『ナワコーワート』改訂版刊行。 第9代法王死去(1・11)
1902	「サンガ法」制定(6・16)
1905	「徴兵法」制定(8・29)
1910	ワチラヤーン「法王」となる(12・5)
1911	「教法の知識あるサーマネーラ」の規程審議のための大長老会議開催(6・12) 「教法の知識あるサーマネーラの資格を定めるための試験」実施(10月)
1912	大長老会議, ワチラヤーン提案の「教法学習カリキュラム」を採択(3・4)
1913	新制「教法試験」第1回, 旧制試験と平行して実施(3月ごろ) パリエンのための新制「教法試験」実施(6月)
1914	筆記試験を「プラヨーク3段」に適用。
1915	新制「教法試験」の「普通科」・「初・上級」を一本化して「ナク・タム3級」とする。 「プラヨーク5段」に筆記試験を適用。新制カリキュラムようやく諸地方にひろまる。 「プラヨーク3段」受験者に「ナク・タム3級」合格義務を課す。
1917	「プラヨーク9段」までのカリキュラム整備。 伝統的「口述試験」全廃。「ナク・タム2級」が新設され, 「プラヨーク4段」受験者にその合格を義務づけ。
1921	ワチラヤーン親王死去(8・2)
1922	「ナク・タム1級」新設。
1929	「タンマ・スクサー3級」新設。
1930	「タンマ・スクサー2級」新設。
1935	「タンマ・スクサー1級」新設。
1936	「プラヨーク3段」の試験場, 全国71県に設けられる。
1938	出家歴5年以内の「ナワカ」に「ナク・タム」受験義務を課す。
1939	「プラヨーク4段」の試験場, 全国71県に設けられる。
1942	「プラヨーク5段」の試験場, 全国71県に設けられる。